

新 旧 対 照 表

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第2編 行政不服審査法関係</p> <p>第1章 総則</p> <p>第6条（処分についての異議申立て）関係</p> <p>1 <u>財務大臣</u>の処分についての異議申立て</p> <p>本文</p> <p>第2編 行政不服審査法関係</p> <p>第1章 総則</p> <p>第6条（処分についての異議申立て）関係</p> <p>（<u>財務大臣</u>の処分についての異議申立て）</p> <p>6-1 <u>財務大臣</u>のする処分、たとえば特定の医療法人の法人税率の特例の適用についての不承認もしくは承認の取消処分（租税特別措置法第67条の2第3項）または酒類業組合に対する協定の変更命令（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒団法」という。）第45条第1項）については、審査法第6条第2号の規定により<u>財務大臣</u>に対して異議申立てをすることができることに留意する。</p> <p>（注）<u>財務大臣</u>のする処分については、審査法第5条第1項第1号ただし書（審査請求ができない処分）の規定により審査請求をすることはできない。</p> <p>第8条（再審査請求）関係</p> <p>（権限委任の場合の再審査請求）</p> <p>8-2 審査法第8条第1項第2号の規定による再審査請求は、国税に関する法律に基づく処分については適用がないが、国税に関する法律に基づく処分以外で税務官庁のする処分、たとえば酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第20条（権限の委任）の規定により酒団法に基づく<u>財務大臣</u>の</p>	<p>目次</p> <p>第2編 行政不服審査法関係</p> <p>第1章 総則</p> <p>第6条（処分についての異議申立て）関係</p> <p>1 <u>大蔵大臣</u>の処分についての異議申立て</p> <p>本文</p> <p>第2編 行政不服審査法関係</p> <p>第1章 総則</p> <p>第6条（処分についての異議申立て）関係</p> <p>（<u>大蔵大臣</u>の処分についての異議申立て）</p> <p>6-1 <u>大蔵大臣</u>のする処分、たとえば特定の医療法人の法人税率の特例の適用についての不承認もしくは承認の取消処分（租税特別措置法第67条の2第3項）または酒類業組合に対する協定の変更命令（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒団法」という。）第45条第1項）については、審査法第6条第2号の規定により<u>大蔵大臣</u>に対して異議申立てをすることができることに留意する。</p> <p>（注）<u>大蔵大臣</u>のする処分については、審査法第5条第1項第1号ただし書（審査請求ができない処分）の規定により審査請求をすることはできない。</p> <p>第8条（再審査請求）関係</p> <p>（権限委任の場合の再審査請求）</p> <p>8-2 審査法第8条第1項第2号の規定による再審査請求は、国税に関する法律に基づく処分については適用がないが、国税に関する法律に基づく処分以外で税務官庁のする処分、たとえば酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第20条（権限の委任）の規定により酒団法に基づく<u>大蔵大臣</u>の</p>

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>権限を最終的に税務署長に委任した場合における当該委任を受けた税務署長のした処分については適用があることに留意する。</p> <p>(注) 審査法第8条第1項第2号の規定の適用がある税務署長のした処分についての再審査請求は、国税局長に対する審査請求を経た後に国税庁長官に対して行うこととなる。</p>	<p>権限を最終的に税務署長に委任した場合における当該委任を受けた税務署長のした処分については適用があることに留意する。</p> <p>(注) 審査法第8条第1項第2号の規定の適用がある税務署長のした処分についての再審査請求は、国税局長に対する審査請求を経た後に国税庁長官に対して行うこととなる。</p>